

平成27年度 第8回香取市農業委員会総会議事録

平成27年11月20日

1 1月20日（金）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第3号 香取市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について

1. 出席委員は43名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	埴武久
15番	篠塚正悟	16番	浅野文男
17番	向後和夫	18番	高木甚一
19番	野平謙一	20番	佐藤義男
21番	林弘	22番	宮田毅
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子
25番	大坂雅道	26番	星越清徳
27番	飯森茂	28番	高木彌
29番	大堀潔	30番	高木重樹
31番	高木哲吉	32番	栗林利男
33番	菅谷晁	34番	伊藤寛

35番 椿 康 弘

36番 本 官 敏 雄

37番 宮 負 厚 美

38番 菱 木 重 雄

39番 小 倉 新 一

40番 多 田 晃 一

41番 大須賀 常 政

42番 三 橋 和 男

43番 小 林 一 男

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長 八 本 栄 男

農地班長 越 川 泰 克

副主幹 伊 能 弘

主 査 伊 藤 健

開会 午後 3時33分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、43名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成27年度第8回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、22番 宮田 毅委員、24番 伊藤はつ子委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第7 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成27年11月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲渡人が経営移譲年金を受給中のため、農業後継者と使用貸借権の再設定を行うものであります。

整理番号2番、譲受人が隣接農地を取得して耕作の利便を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号3番および4番は関連案件であります。

耕作の利便性向上と経営合理化を図るため、お互い農地を交換するものでございます。

整理番号5番、譲受人が隣接農地を取得して耕作の利便を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号6番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、贈与により所有権移転を受けるものであります。

整理番号7番、譲渡人が経営移譲年金を受給中のため、農業後継者と使用貸借権の再設定を行うものであります。

整理番号8番9番は関連案件であります。

譲受人が隣接農地を取得して耕作の利便を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号10番および11番は関連案件であります。

耕作利便性向上と合理化を図るため、お互いに農地を交換するものでございます。

整理番号12番から53番までは関連案件であります。

本案件は、先ほど、譲受人からご説明のありましたように、農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号54番、譲受人が隣接農地を取得して耕作の利便を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号55番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号56番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号57番、農業生産法人の資格を取得するため農地を借り受けるものであります。

整理番号 58 番、譲受人が隣接農地を取得して耕作の利便を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号 59 番、譲渡人が経営移譲年金を受給するため、農業後継者と使用貸借権の設定を行うものであります。

整理番号 60 番、譲受人が隣接農地を取得して耕作の利便を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

以上、60 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第 3 班 班長 小倉新一委員。

3 9 番小倉委員 去る、11 月 13 日、金曜日午後 1 時 30 分より市役所 3 階 301 号会議室において、第 3 班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第 3 条の案件は 60 件であります。

このうち、整理番号 12 番から 53 番までは現地調査を行い、その他の案件については、それぞれ写真および書類により審査いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

議案第 1 号については、整理番号 12 番から 53 番を除く案件は農地法第 3 条第 2 項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件も満たしており、権利取得後も適切な管理を行われるものと考え許可が妥当であるとの結論に達しました。

また、整理番号 12 番から 53 番は、先ほど譲受人からの営農計画の説明を受けたところでございますが、営農計画の確実な実行を耕作確約書の添付を持って計画していることから、許可が妥当と判断をいたします。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号 1 番、2 番の 2 件について、議席番号 13 番 高城委員。

1 3 番高城委員 整理番号 1 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番から5番の3件について、14番 埴委員。

14番埴委員 それでは、整理番号3、4、5について、現地調査を行った結果を説明したいと思います。

まず、整理番号3番、4番については、関連がありますので一括して説明させていただきます。

この申請は、お互いが耕作の利便性を図り農地交換をするものであり、今後とも農地の良好な維持管理が行われるものと思われることから、取得要件を満たしており問題ないと思います。

続きまして、整理番号5番です。この件は、譲受人が自作地に隣接しており耕作の利便性を図るということで売買にて譲り受けるものであります。この農地も今後とも良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしておりまったく問題ないと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番、7番の2件について、21番 林委員。

21番林委員 整理番号6番について、説明申し上げます。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を贈与により譲り受けるものであります。

したがって、すべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

次の7番ですけれども、この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているために、農業後継者の譲受人との使用貸借権を再設定するものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当だと判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に8番から53番の46件について、26番 星越委員。

26番星越委員 整理番号8番、9番については関連性がありますので一括して、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号 10 番および 11 番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いが耕作の利便性向上を目的に農地交換をするもので、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号 12 番から 53 番までについて、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、先ほど譲受人からの説明がありましたとおりです。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、54 番、55 番の 2 件について、28 番 高木委員。

28 番高木委員 整理番号 54 番、55 番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

54 番は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるものです。

55 番については、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買にて譲り受けるもので、54 番、55 番とも今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、56 番について、33 番 菅谷委員。

33 番菅谷委員 整理番号 56 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、57 番について、36 番 本宮委員。

36 番本宮委員 整理番号 57 番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、農地の賃借権設定を行うものであります。

取得要件を満たしており、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、58番について、39番 小倉委員。

39番小倉委員 整理番号58番について、説明をいたします。

現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、59番について、40番 多田委員。

40番多田委員 整理番号59番について、現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給するため、農業後継者に譲受人へ使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の維持管理が良好に行われると思います。許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、60番について、43番 小林委員。

43番小林委員 整理番号60番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

栗田委員。

23番栗田委員

先ほど、〇〇〇〇〇〇の方がお見えになりまして、徐々に説明をいただいたところでご

ざいます。

今ひとつ、理解を深めるために事務局の方で把握している範囲内で結構でございますので、以下の質問について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

まず、この会社は株式会社でございますので、資本金はどの位でありますでしょうか。

それから、従業員の社員数が把握していらっしゃれば、その数も併せてお願いしたい。

先ほどの説明だと4名プラスアルバイト等々、いろいろ言っていました但し会社の方の状況を今ちょっと認識するためには、そういうところが必要かなとそのように思っています。

それから、先ほど〇〇〇〇から、いくら等申しませんでした但し、それを今ひとつ確認するためには〇〇〇〇の融資証明が添付されていたかどうか。なおかつ、この〇〇〇〇〇〇〇の売上金額がいったいどの位であるのか。それを把握していらっしゃれば、それも説明いただきたい。

それから、これだけの面積でございます但し当然土地改良区等々の承認があろうかなと、そういう同意があるとすれば、そういう承認書が添付されていたかどうか。さらには、用水・排水の計画がどのような形で資料として添付されているのか。そこら辺もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上の点につきまして、事務局把握しているかご説明をいただきたいと思ひます。

このことによりまして、先ほどの説明の裏づけになろうかなと、そのように考へております。

よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、事務局よりお答えをお願いします。

事務局 まず、一番目の資本金ですけれども、こちらの会社の履歴全部証明書の中に入っている資本金は〇〇〇〇〇でございます。

続きまして、社員数ですけれども、これの本申請にかかる申請書に権利を取得する社の構成員ということで取締役役員は4名、雇い人ですかね、その方が1名、ということで記載がされております。

会社の売上金額、決算の報告、そちらの中で、申請日の属する年の農業実績ということで〇〇〇〇〇〇。参考に1年前の実績が〇〇〇〇〇〇、2年前の実績で〇〇〇〇〇〇、これ3年前の実績までの記載がありますので、3年前実績ですと〇〇〇〇〇〇という農業生産法人の報告書に記載があります。

あと3点、それぞれ承諾とか、証明の関係ですけれども、基本的に土地改良区の承認、用排

水計画、これは転用の場合ですと確実に必要添付書類ということで添付を求めますけれども、3条の所有権移転におきましては今回特に添付は求めず付いておりません。

ただし、農業委員会として、これらを必要とするべきと判断した場合には、こういった物も求めることは可能でございます。

融資証明も今回の添付されておられませんでしたがけれども、これも必要とあれば求めることはできるということでございます。

今回は特に添付を求めるということは特にしませんでした。ということで報告しておきます。

23番栗田委員 ありがとうございます。これについての主旨についてはそれぞれの判断にお任せいたしますが、この土地改良区の承認につきましては用排水のこれだけの面積ですから、そこら辺の形がどのように整備されているのか。または、整備しようとしているのか、そういうようなところは本人がいるところで、私が質問すれば良かったんですがその他の細かいところもございましたので質問を差し控えておりました。しかしながら、この用排水計画融資証明につきましては、この売上金額からすれば少なくとも1億なんて融資は出るわけありませんですね。それから、役員が4名で従業員が1名、この点からしても、この13ヘクタールという面積は、先ほどの説明で多少疑義が生じるところでございます。できれば、これは事務局の判断にお任せいたしますが、このような点につきまして土地改良区並びに用排水計画、さらには融資証明が事務局の方で必要と考えていらっしゃるならば、そのようなことをするのも一つの手ではないか。そのように考えております。

以上です。ありがとうございました。

事務局 書類の求めるべき点、求めるべき書類もあったんですけれども、今回〇〇の農業委員会事務局とはいろいろ連絡を取り合っております、元々〇〇〇〇〇〇〇〇は、〇〇に拠点があったわけなんですけれども、〇〇の過去のそういった事例を私の方から聞いたところですね、確かに堆肥のいろいろ悪臭の問題が出たそうですけれども、3条の許可の審査に当たっては書類上の審査、あるいはそういったもので特に不許可にした事例はないとのことであり、悪臭とか不耕作があるときはその都度指導はしているという状況で聞いております。〇〇の事例でございますけれども、出された案件については特に不許可にしたということはないということで伺っております。

議長 そのほか、ご質問ございましたらお願いをいたします。

35番椿委員 ちょっと1点だけ確認したいんですけれども、これだけの面積なんですけれど

れる風が強くてハウスなんか建てると壊されてしまうと、そういうような中でさつまいも等つくってもやはりマルチも離されるというようなちょっとキツイところが一番〇〇〇地区の方にありました。そういうことである中で今回はそういう長い3年ほどの年月をかけながら、これを虫食い状態でありましたけれど一応仮登記されたということです。

また、虫食いの中で〇〇ほかの方もいるわけですが、その中で〇〇より高く売ろうということ、もうちょい買ってくれるということであって、いや買わないよというのだから、今になってみれば〇〇でもいいから買ってくれといったならば、もうあなたの所は買わないよということで、こういう中に先ほど〇〇さんの言い方ちょっと違うんじゃないかなと思ったんですけど、〇〇がそういうこと言うんですから、そういうことだと理解したわけですが実際にはあまり買わずにして今の虫食いの中で状況を把握しようということだと思えます。

事務局 それで本案件につきましては先ほど私が最後に事業所にいただいた物で説明したとおり、農地法3条の許可審査基準、3条2項第1号に全部効率利用要件という規定があるんですけども、農業会議にも一応確認したところ、耕作の確約書の添付を義務付けております。これ法令に基づいた確約書でございますので、もし仮に許可になったのち、効率的に全部耕作されていない、いわゆる効率利用されていないということとなった場合には要指導並びに今後の審査において許可は認めないということをご指導していいんじゃないかということで農業会議の方からはそういった回答をいただいております。

議長 佐藤委員。

20番佐藤委員 今回のやりとりでだいたい私が伺いたいことは、粗方わかったわけですが入口規制はできないんだと、こういう話でありました。しかしながら、香取市内でも過去に何枚か〇〇〇〇〇〇〇〇が求めた土地がありますよね。その利用状況について、参考までにどなたか委員さんが承知されておられましたら、お伺いしたいと思います。

議長 星越委員。

26番星越委員 先ほどの件ですけど、一応〇〇地区にあってはまだ一応客土したままの状態にはなっています。

あとはわからないですけど一応そういうことになっています。

議長 そのほか、ご質問ございましたら、お願いをいたします。

事務局 あと、私の方から、今年の夏8月ころですが私と班員の2名で現地の方に一回確認に行ったことがありまして、昨年取得した所ですか、問題があった所についてはちょっとまだ

耕作状況が見受けられなかったと。あと今年買い受けた所は一応稲の作付けが8月にはあり
ましたので、本申請に当たって先ほど〇〇氏が来たときに私の方からの〇〇の所のちょっと
荒れている部分については至急耕作するよという指導は私の方から言った経緯はござい
ます。その後改正があったかどうかについては、それは行ってないのであれですけど。

議 長 そのほか、ご質問ございますか。

宮増委員。

9番宮増委員 本件の場合ですけれども、従前の農業委員会で承認して〇〇〇〇〇〇〇〇ですか。
所有権を移転していますよね。その中で耕作をするということでそこに堆肥があったとい
うことで、議題になっておりましたよね。そのままの状態で購入したときと現在も同じ状況の
ままだったんですか。現状が。申請のときの写真と現状でどういうふうになったというの
はわからなかったんですか。

今回、ここでこれだけ皆さん討議しているというのは、やはり何か釈然としない部分があ
りまして我々第3班でもなかなか結論が出せない部分がありました。やはりその使用目的
というのは、本当にそのとおりにやるのか、資金計画もそうなんですけれども、要は許可条
件として融資証明を添付しなさいというものができるとか。それから、先ほどどなた
かおっしゃられたけれども土地改良の問題とか。そういったもので確約書が取れるのかど
うか。そういったところを何かいまいち胸につかえるそういう案件だったものですから前回承
認事項が承認のとおり遂行状況であればいいんですけれども、ここの部分がやはり農業委
員会の方に申し出る部分と差異があれば、やはりちょっと許可するときに、やはり素直にで
きない部分であるのかなという感じがします。

議 長 そのほか、ご質問ございましたら、お願いいたします。

石橋委員。

7番石橋委員 今現状は耕作されているんですか。

事務局 本申請については一応農業会議にもいろいろご指導受けているところでもう一点あ
ったんですけれども、今回仮に許可となって農地を取得したのちに一応耕作確約書があつて、
そのとおりにやらないということで要指導、あともう一つには仮に耕作してからの売上等に
虚偽の報告、いわゆる農業生産法人の報告ですね。先ほど売上額申し上げましたけれども、
この売上額があまりにもその農地の状況に反してちょっと虚偽の報告があるような過大な、
金額が入った場合にはこちらから一応農地法第6条に基づいてのいわゆる指導が必要な措置
をとることはできるという規定がありますので、その辺で指導するしかないのかなという法

律的にはですね、そういうようになっているところでございますけれども。あと、許可に対して条件を付けると言いますと、なかなか難しいですね。

ですから農業会議から条件を許可書に付けるのではなく、今確約書添付を義務づけられておりますので、その添付をもって今後全部効率利用してないということとなれば要指導となり再度の改めでの許可の申請にあつたては許可しないものということで強く指導が出きますよということは、一応回答はいただいておりますけれども。

議 長 多田委員。

40番多田委員 やはり農業委員の立場と、それと現地の立場と隣地の立場、無視されていきます。それで、結果的には農業委員としての立場としては多分これ承認許可出さなければならぬと思うんです。問題は、今の現状では、その〇〇の現状は出ているんですから、それが良いか悪いか、だめならそれは許可しないと、先ほど言いましたよね。何かあれば指導できますというような格好だけで後はやりようないでしょう。法的にだって、なお〇〇を指導してやっていないんだから委員会どう判断するか。それしか今法的にはないと思います。

それだけです。

議 長 飯森委員。

27番飯森委員 今、多田委員の方からの結論的なこととお話ありましたがけれども、先ほどの出口の関係で6条指導ができるんだよというお話でしたけれども、そのためには今の銀行の融資を受けるに当たって経営計画を提出されていると思うんです。当然のことだと思いますけれども、その経営計画と法人の報告、農業生産法人としての報告書の経営の状況ですね、その報告とあわせないとその本当に報告が正しいのかどうかというところがわからないと思うんですが、その辺の経営計画を徴収するということは可能なんですか。その辺、もし可能だということであれば銀行融資を受けるに当たって出している経営計画をいただいて、その中でその次年度に法人として農業生産法人としての報告書が農業委員会上がってくるわけですから、それと対比ができるというふうに思うんですがその辺は、いかがなんでしょうか。

事務局 農業生産法人の報告書の添付の中に、要件として売上の過半数が農業の売上ですよという要件があるんですけども、そちらの損益計算書を提出いただきまして、そちらで判断しているところでございます。

数字的なものは、損益計算書だけで添付書類としてはこちらであれば十分でございます。

議 長 そのほか、ご質問ございませんか。

飯森委員。

27番飯森委員 今回の回答で、私が話をしたのはそういうことではなくて、先ほど6条での指導ができるということでしたので、それに対してそういう書類があることによって、よりそれが確実にできるのでないかというお話をしたんであって、添付書類の云々ということは確かにそういう報告は上がることになっていますので、そういうふうなかい離を調べることができるのではないかと思います。

事務局 6条の関係で、農業生産法人は決算の3ヶ月以内の報告義務がありまして、その中で決算書の内容でなかなか細かく見れないですけれども、農業会議から実際の耕作している面積に対して売上額が極端に少ないとか、逆に過大に金額を見積もっているのではないかと、いうところが見受けられる場合には、その生産法人を呼んで、過大に見積もっている場合にはちょっとおかしいんじゃないかという指摘もあるし、またあまりにも金額が少ない場合には効率的に利用していないんじゃないかという指導ができるんじゃないかということで農業会議から回答をいただいたということです。

27番飯森委員 比較するために融資に当たっての経営計画をもらっておいた方がいいんじゃないかという話ですが。

事務局 本来もらっておくべきだったんですが、本日総会ですので不可能かなというところですよ。

議 長 そのほか、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、ないようでございますので、採決に移りたいと思いますけれども、8番から53番の46件につきましては、分離して採決した方がよろしいでしょうか。

10番から53番の44件につきましては、分離して採決いたしますか。

それとも一括でよろしいでしょうか。

2番坂本委員 それは継続審査ということは考えられませんか。

事務局 行政手続法の関係で、香取市は30日以内で回答となるため、不許可にすると申請の段階からそれがありますので、それ相応の理由で保留ということを明示しなければなりません。

議 長 それでは、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

ただし、事務局において質問された確認等につきましては、譲受人の方から確約もらうよ

うにお願いいたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年11月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、一時転用申請で残土等の盛土による農地造成です。

申請地は傾斜地で耕作不便のため、盛土により平坦化して利便性を高めるとのことです。

なお、本申請は農地法施行令第10条に規定する農地転用の不許可の例外に該当するため、問題ないと判断します。

また、他法令関係では香取市の埋立条例に基づく手続きを進めております。

整理番号2番、長屋住宅用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第1種住居地域内の第3種農地と判断されます。

なお、土地改良関係で地元土地改良区の同意を得ております。

整理番号3番、農業用施設用地とのことです。

申請地は、農振農用地区域であります。平成27年10月15日付けで、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために軽微変更されており問題ないと判断します。

なお、土地改良関係で北総東部土地改良区の同意を得ております。

以上、3件でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

報告されました農地法第4条の案件は3件でございます。

このうち整理番号1番については、現地調査を行いました。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番から3番について、現地調査および書類等で審査した結果、議案第2号については、農地法第4条の許可申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 整理番号1について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所でございますけれども、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南西方面ですね、約〇〇メートルの市道に面した畑でございます。

申請人は〇〇業を営む〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であり、現状の畑では道路より低く農機具等の搬入が危険で耕作が不便なため、建設発生土利用によりましてかさ上げし、サツマイモをつくる予定でございます。

隣接農地所有者への説明もしてありまして、資金計画・造成計画についても適切であると思われまことに、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしております、特に問題ないものと考えております。

ご審議ほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、2番について、27番 飯森委員。

27番飯森委員 整理番号2について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この申請地ですけれども、〇〇〇〇〇〇〇の約南西〇〇メートル位にあります。

昨年、同じく転用でそこに同じような長屋住宅を建設しております、その隣接地に今回の申請が出されております。

事業の拡張と土地の有効利用を考え申請するものです。

用水は水道、汚水・雑排水は市の下水道へ接続とのことで、雨水は浸透柵にて処理し、オーバーフロー分を水路に放流するとのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、3番について、37番 宮負委員。

37番宮負委員 整理番号3について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

議長 質疑なしと認めます。

議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定をいたします。

ここで、五分ほど休憩をいたします。

(休憩 4時33分)

(再開 4時40分)

それでは、再開いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年11月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、土地改良関係で地元耕地整理組合の同意を得ております。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で、専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号3番、転用を伴う使用貸借権設定で、専用住宅用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第1種居住地域であり、第3種農地と判断されます。

なお、土地改良関係で両総土地改良区の同意を得ております。

整理番号4番および5番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で長屋住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、他法令関係では香取市宅地開発事業指導要綱に基づく審査について都市整備課で進

めており、土地改良関係は両総土地改良区の同意を得ております。

整理番号6番、転用を伴う所有権移転で建売分譲住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

なお、土地改良区関係は地元耕地整理組合の同意を得ております。

以上、6件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は6件であります。

このうち、整理番号4番および5番については、現地調査を行いました。

審査結果について、報告をいたします。

整理番号1番から6番の案件については、現地調査および書類等で審査した結果、議案第3号については、農地法第5条の許可申請の要件を満たしているものと考えられ承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、3番 内山委員。

3番内山委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇線を〇〇〇方面から〇〇〇方面に約〇キロほど下りますと〇〇〇地先に入ります。

〇〇〇地先に入りまして、二つ目の信号の角に〇〇〇〇〇〇〇とあって、〇〇〇〇を販売するお店がございます。そのお店から〇〇〇寄りですね。北東に直線距離で〇〇メートル位行った場所でございます。

譲受人は、現在アパートで生活をしていますが生活の安定を図るため閑静な住宅街である申請地に住宅を建築する計画でございます。

用水は水道、雨水は道路側溝へ放流、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理、その後道路側溝へ放流するとのことでございます。また地元耕地整理組合の同意もでございます。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

老後の生活安定のためにアパートを建築して安定した収入を得るとのことなんですけれど、この辺はちょっと低い土地でして、水路の方も幅が2メートル位、深さが1メートル位しかなくて、それを30年来からこの辺は大雨が降りますと冠水して地区の人はあまりここには住宅は建てません。

譲渡人は、地元の人ではありませんで、現在一人で住んでおりまして高齢になったとして、私は確かめに行ったんですよ、本当にやるのかと。そうしましたら、計画はしていると詳細について、聞きますと何もわからなくて〇〇〇〇に任せてあるということだけでして、資金計画の方はどうなんだと言いましたら、みんな任せてあるからということなんですけれども、本人がそう言うものですから、これ以上深く入ってもしようがないんじゃないかなと思います。皆様のご意見をおたずねしたいと思います。

議 長 次に、6番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇から直線で〇〇、それから〇〇〇〇〇〇の入口から〇〇〇〇〇〇方面に〇〇から〇〇メートルほどの距離に位置しております。

譲受人は〇〇〇〇を営んでおり、既に取得済である計画地の残地を今回申請するものです。いわゆる第二次分譲予定地でございます。

用水は水道、雨水は敷地内浸透で、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発散装置により処理するとのこととあります。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成27年11月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成27年度第8次農用地利用集積計画1番から124番までの申請であります。

議案書の30ページから74ページです。

所有権移転13件、29,371㎡、うち田が21,899㎡、畑が7,482㎡。

次に、使用貸借権設定の再設定1件、田で747㎡であります。

次に、賃借権の設定、新規88件、314,187.79㎡、うち田が237,736㎡、畑が76,451.79㎡。

再設定、22件、82,623㎡、うち田が65,655㎡、畑が16,968㎡。

以上、124件の第8次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議ほどよろしく願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る議案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号112番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、採決いたします。

議案第4号の112番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号の112番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く123件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く123件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く123件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号から報告第3号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号から報告第3号につきましては、議案書に記載のとおり、それぞれ通知がありましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 5時00分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人